

第 5 章 計画の推進体制等

1. 計画の推進体制
2. 村民等との協働

1. 推進体制

本計画は、庁内組織である「東峰村総合計画等策定委員会」と産・官・学・金・労・言及び住民等から構成される外部組織である「東峰村総合計画等審議会」によって検討・審議するとともに、20～40代の村民及び村職員で構成する「東峰村総合計画等ワーキング会議」の意見を踏まえて策定しました。

本計画の推進にあたっては、総合計画は、前期基本計画の計画期間が令和11年度までとなっていることから、令和11年度に施策・事業の進捗評価を行い、その結果を令和12年度から始まる後期基本計画に反映させます。

総合戦略は、「東峰村まち・ひと・しごと創生総合戦略外部検証委員会(以下、総合戦略外部検証委員会)」において、毎年、前年度実施事業の評価検証を行い、その結果を踏まえて施策の追加及び変更等を行います。

総合計画 前期基本計画の計画期間末に合わせて、施策・事業の進捗評価を実施。その結果を後期基本計画に反映。

総合戦略 総合戦略外部検証委員会において、毎年、前年度実施事業の評価検証を実施。その結果を踏まえて、施策の追加及び変更等を実施。

2. 村民等との協働

本計画に記載の施策・事業は、いずれも行政だけではなく、村内の関係団体をはじめ、村民等との協働により、取り組んでいく必要があります。

主管課と関係団体、村民等との連携・協力を密にし、本計画で掲げた事項の達成を目指します。